

新旧対比表「みずほダイレクト規定」

条番号	現行	変更後
第 2 条 本人確認 3.暗証番号 等の管理	(4) 第 1 暗証番号の変更は、次のいずれかの方法によります ① 当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、第 1 項第 9 号の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。 ② 電話による方法。この場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。	(4) 第 1 暗証番号の変更は、次のいずれかの方法によります。第 1 暗証番号の変更後、ご利用カード（アプリ版）の利用には、当行所定の日以降に第 1 項第 9 号の利用登録を実施する必要があります（変更前にご利用カード（アプリ版）を利用していた場合でも、再度当該登録が必要になります）。 ① 当行所定の書面による方法 この場合、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。 ② 電話による方法 この場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。 ③ インターネットによる方法 この場合、ご利用カード（アプリ版）のご利用を希望されず、ご利用カード（紙媒体カード版）を選択されたお客さまに対し、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。
改定年月	2024 年 8 月	2024 年 12 月